

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画



〈まちづくりの基本目標5〉

活力とにぎわい、 豊かな暮らしを支えるまち

目標達成の姿「10年後、こんなまちになつたらいいな…」

- 生産者は、田んぼや畠で額に汗し、消費者の喜ぶ顔を思い浮かべながら、安全でおいしいものを丹精込めてつくっています。
- 明るく、元気な商店街にはたくさん的人が行き交い、活気にあふれていて、独自の発想やユニークな発想でがんばる商店店主がいます。
- 他ではない、鳥栖ならではの新たな分野での産業の集積がまちに活気を与え、豊かな暮らしを支えています。
- 女性や高齢者も、それぞれの能力を発揮しながら、生き生きと働いています。
- 訪れた人が、鳥栖の豊かな自然や歴史、伝統と、文化との出会いに感動し、市民の温かい「もてなし」に心を癒され、「また鳥栖に来たい」と思っています。

現状と課題

- ◆高齢化の進展や就業構造の変化、消費者の価値観の多様化により、農業の担い手の確保や生産基盤の維持向上、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給が求められています。こうした中、農林業の持続力・競争力を強化するため、その付加価値を高めていくことが重要になっています。
- ◆市制施行以来、一貫した企業誘致施策の展開により、多くの企業が市内で操業しており、我々市民の暮らしを支える地域産業の基盤となっています。しかし、今日の企業を取り巻く環境は、産業構造の変化や情報化の進展、規制緩和などにより大きく変化しています。今後も、企業活動が円滑かつ持続的に行えるよう、企業のフォローアップ体制が必要です。
- ◆中心商店街においては、モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化、大型ショッピングセンターの出店等により、空き店舗が増え、かつてのにぎわいが失われています。商店街は、単なる商品の売り買いただけではなく、消費者と商店主との会話を通した地域における貴重なコミュニケーションの場でもあります。このため、消費者が、地域で安心して商品を購入できる、活気ある商店街づくりが必要です。

- ◆近年、観光に対するニーズが「団体」から「個人」へ、「観る」から「周遊する」、「参加・体験する」、「滞在する」へと変化するとともに、「安らぎ」や「癒し」を求める傾向が強まっています。こうした中、鳥栖市へより多くの来訪者を呼び込むためには、市民や商工業団体をあげて、来訪者をもてなし、満足感や再来意欲を高め、魅力ある観光と交流を創出することが重要になっています。
- ◆景気低迷が続く中、雇用環境は年々厳しさを増しています。女性や高齢者、障害のある人など、働きたいと思う人が増える中、多様な雇用機会の創出が求められています。

〈まちづくりの基本目標5〉

活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち

取組 1 農林業の振興を図ります

取組 2 商工業の振興を図ります

取組 3 商店街の魅力を向上させます

取組 4 観光の振興を図ります

取組 5 働きやすい環境をつくります

取組 6 魅力ある新たな産業の集積を目指します

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標5〉

取組1 農林業の振興を図ります

【取組担当課】

農林課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

担い手育成や生産活動を支える基盤の整備が進み、豊かな自然環境を活かした、新鮮・安全・安心な農林畜産物がつくられています。

【取組の方針】

鳥栖市は、温暖な気候、豊富な水資源、肥沃な土地など豊かな環境が背景にあるものの、近年は農林作物の価格低迷や従事者の高齢化・後継者不足などにより、農林業を取り巻く経営環境は厳しい状況となっています。

しかし、そうした中に集落営農への移行、作業の機械化・効率化、ブランド農作物の生産など、新しい経営感覚を持った経営者も増えてきました。

一方で、消費者は食の安全性をめぐる様々な問題から、単に安価なものを追い求めるだけでなく、地元で採れた新鮮な食材を地元で消費するという地産地消⁴⁸の考え方や、農業を体験するグリーン・ツーリズム⁴⁹など、都市と農村の共生に注目しています。

このため、農林業を取り巻く環境変化を的確につかみ、新しい感覚で経営する担い手の支援を行いながら、持続的・安定的な農林業の振興を目指します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●地元の農林畜産物を購入し、愛着を持って消費しています。 ●生産者との交流や農地等の資源を保全するための取組に参加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手や後継者、集落営農組織⁵⁰を支援します。 ●地産地消の取組を進めます。 ●ブランド作物の振興に取り組みます。 ●農林業が持つ多面的機能を市民へ啓発します。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●新鮮、安全、安心な農畜産物を、安定的に供給しています。 	

⁴⁸地産地消

地域生産地域消費の略語。その地域で生産された農作物をその地域で消費すること。

⁴⁹グリーン・ツーリズム

都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親んだりする余暇活動

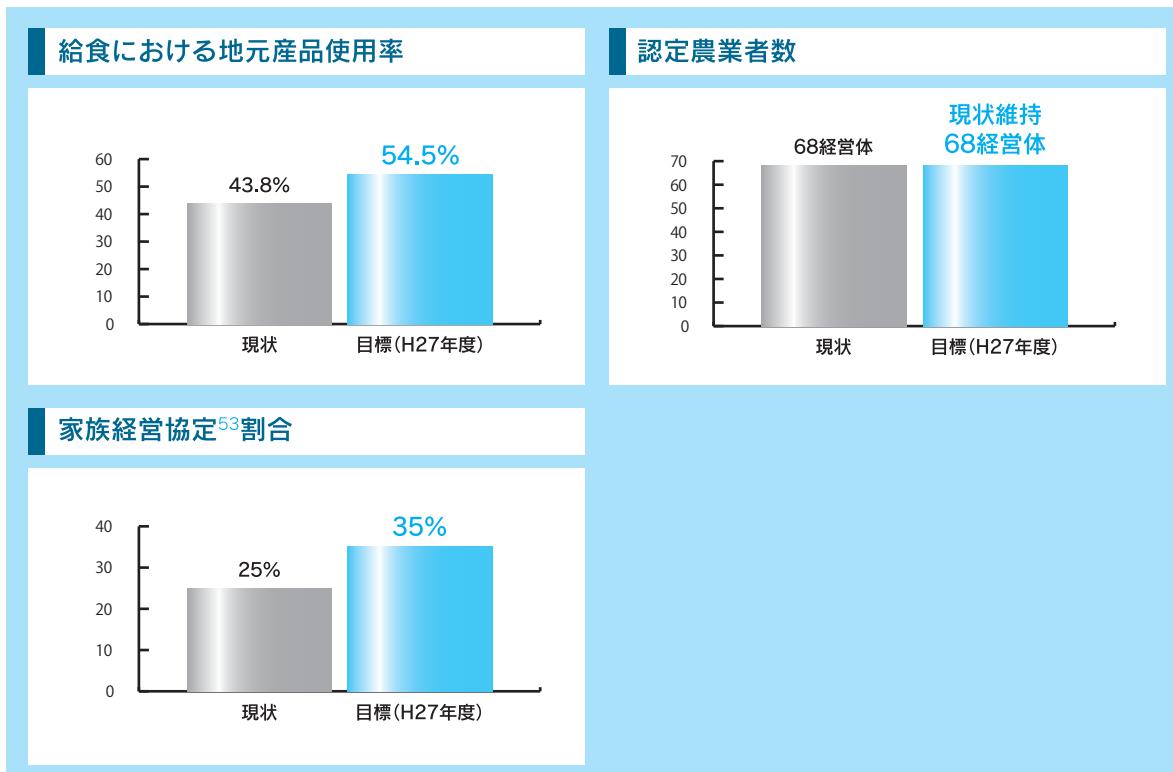
⁵⁰集落営農組織

集落単位により共同で機械を購入したり、農作業を行ったりする組織

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
農地流動化及び担い手政策を進めます	生産物を安定的に供給するため、営農環境を改善するとともに、農林業用施設の整備や機械の導入、認定農業者 ⁵¹ 等担い手への農地の集積、集落営農組織による共同作業によって生産コストの低減を図ります。
環境に配慮した資源循環型農林業を進めます	環境に配慮した資源循環型農林業を推進するため、エコファーマー ⁵² の育成、有機栽培、低農薬栽培等を推進します。
地産地消の取組を進めます	新鮮・安全・安心な地場産の農林畜産物の生産及び販売による消費拡大と、農業体験や学校給食等を通じ、地産地消を推進します。
地域ブランドの強化を図ります	米・麦・大豆に加え、野菜等の産地づくりを進めることで、農林畜産品のブランド化を図ります。
森林活用の取組を進めます	生態系観察、植林、下草刈、枝打ち等、自然に親しみながら体験を通して山林が持つ多様な公益的機能を維持・向上するための森林保全の取組を進めます。

【取組の達成目標】



⁵¹認定農業者
農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者のこと。

⁵²エコファーマー
土づくり・減化学肥料・減化学農薬の3つの技術に一体的に取り組む農業者の総称

⁵³家族経営協定
家族農業経営にいたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

<まちづくりの基本目標5>

取組2 商工業の振興を図ります

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

市内で活動する商工業者が、健全かつ活発に企業活動を行っています。

【取組の方針】

鳥栖市は、九州陸上交通の要衝にあり、産業団地を造成し、企業誘致を行うことにより、内陸工業都市、物流拠点都市として多くの企業が立地しています。しかしながら、立地当時に比べると、道路事情や社会環境の変化などから、企業にとっては様々な問題が生じています。そのため、企業活動が持続的かつ円滑に行えるようワンストップ体制を強化し企業のフォローアップに努めます。

また、国や県の融資制度の周知、本市の小口資金融資制度⁵⁴により、中小企業者の経営の安定化を図るとともに、新たに市内で起業される方々に対する創業支援補助制度⁵⁵により、起業しやすい環境づくりに努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●地場企業が生み出す製品、サービスに愛着と誇りを持っています。 ●日頃から地元の商店・商品を大切に思いながら、市内で日常の買い物をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の円滑かつ持続的な活動を支援するため、ワンストップ体制を強化し、企業のフォローアップに努めます。 ●国や県の制度と融資資金の有効活用や市預託金、小口資金融資制度、創業支援制度の積極的な周知・活用に努めます。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●経営基盤の安定化と強化を図り、地域経済と共生します。 ●市民ニーズに応じた商品やサービスを提供します。 	

【関連する個別計画】

中心市街地活性化基本計画

企業立地促進法に基づく鳥栖基山地域基本計画

⁵⁴小口資金融資制度

金融機関から直接事業資金の借り入れが困難な中小企業のために、市と金融機関が一定の資金を出し合い融資する制度

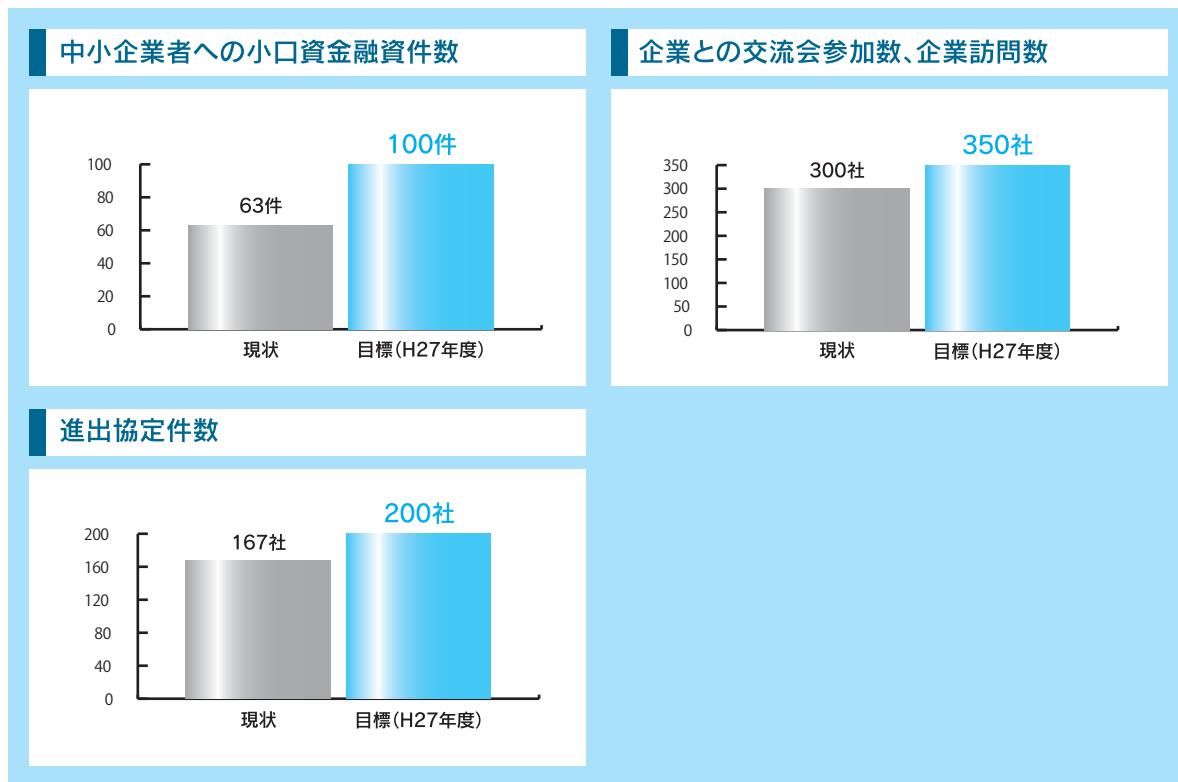
⁵⁵創業支援補助制度

佐賀県の創業支援貸付「独立・創業資金」の融資を受けられた方に当該融資にかかる信用保証料の一部を補助する制度

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
経営基盤の強化等への支援を行います	地場企業の経営基盤の強化、経営の安定を図るため、金融機関等との連携による融資制度を充実させるとともに、経営革新や人材の育成に対する必要な支援を行います。
企業のフォローアップを行います	立地にかかるワンストップ体制の強化や企業との交流会、戸別訪問を通じて、企業活動を側面から支援します。
新産業の創出・新分野への進出を支援します	起業や創業に対する融資制度の充実、知識や技術等を補完し合う場としての異業種交流を通じ、新産業の創出や既存企業の新分野への進出を促進します。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

<まちづくりの基本目標5>

取組3 商店街の魅力を向上させます

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

商店街は、市民の日常生活やまちづくりを支えながら、活気とにぎわいにあふれています。

【取組の方針】

かつての商店街は、お客様が商店主との会話を通して、温かく活気あふれる雰囲気のなかで、安心して日常の買い物をすることができる、身近で、最もにぎわいのある「人と人とのつながり」の場でした。

しかし、モータリゼーションの進展やライフスタイルの多様化などによる、郊外や市外の大型店を利用する消費者の増加、駐車場や後継者不足の問題等により、これまで地域の商業を支えてきた商店街のにぎわいが失われつつあります。

このため、商店街の商業機能を維持・充実させることが課題となるなど、元気で便利な商店街として再生するための取組が求められています。

今後は、大型店との共存共栄を図りながら、消費者の多様なニーズに対応できる商品・サービスの提供、にぎわいをもたらす拠点づくりなど、事業主の主体性を尊重した商店街の魅力を向上する取組を進めます。

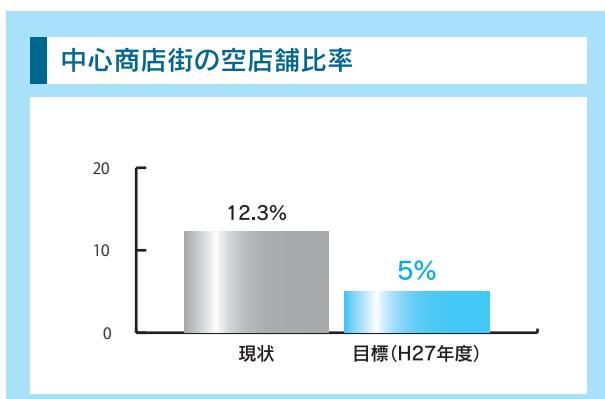
【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
●日頃から地元の商店・商品を大切に思いながら、市内で日常の買い物をしています。	●中心市街地の活性化のために地元商店街、商工業団体と行政での協議の場をつくり、その方向性を決定します。
事業者の役割	
●市民ニーズに応じた商品やサービスを提供しています。	

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
中心商店街の活性化を図ります	中心商店街の活性化について、地元商店街、商工業団体と行政で十分な話し合いを行い、その方向性等を決定していきます。
魅力ある商店街づくりを進めます	商店街の活性化とにぎわいづくりを行うため、商業者自身が主体的に取り組む活動にかかる経費に対する補助など、商店街の実情に応じた支援を行うことで、魅力ある商店街づくりを進めます。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

<まちづくりの基本目標5>

取組4 観光の振興を図ります

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

鳥栖市を訪れた人が、歴史、文化、人情に触れ、「来てよかつた」「また来たい」と感じています。

【取組の方針】

鳥栖市には、九千部山をはじめとする九州自然歩道、市民の森、御手洗の滝などの自然環境や勝尾城筑紫氏遺跡、長崎街道などの歴史的文化財などの観光資源が豊富に存在しています。

また、鳥栖山笠、まつり鳥栖、とす弥生まつりは、市民に親しまれる「まつり」として定着し、鳥栖プレミアム・アウトレット⁵⁶やサガソ鳥栖のホームゲームには県内外から多くの人が訪れています。

鳥栖市には製造業をはじめ数多くの企業が立地していることから、産業観光や農村での体験・交流を楽しむグリーン・ツーリズムなど、新たな観光資源として注目されています。

近隣には、歴史、自然、食、文化など多くの資源が点在することから、近隣自治体と連携を図りながら、それらを有機的に結びつけ、域内の回遊性を持たせることで、鳥栖市を訪れた人、鳥栖市で様々なイベントに参加・体験された人に感動と安らぎを与える、心のこもった「おもてなし」の心による交流づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- 鳥栖市を訪れる人に「おもてなし」の心を持って迎えています。
- 観光の担い手として、市民ガイド等に率先して参加しています。

行政の役割

- 市内に点在する観光スポットを結ぶ観光ルートを作成します。
- 鳥栖市を紹介する観光パンフレット等を作成し、観光情報を広く発信します。

事業者の役割

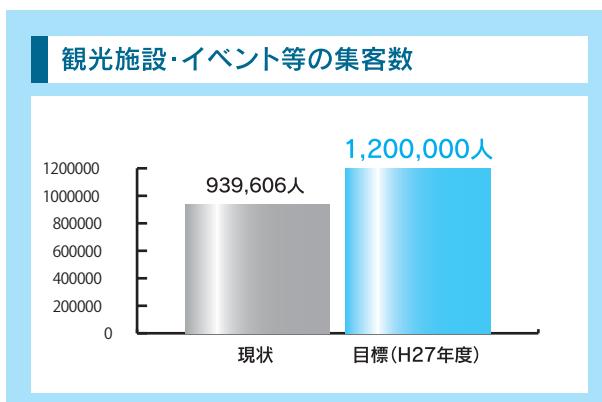
- 観光に対する意識を高め、質の高いサービスを提供します。

⁵⁶鳥栖プレミアムアウトレット
北部丘陵新都市に平成16年3月に開業した九州最大級のアウトレットモール

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
情報発信の充実を図ります	多様化する観光ニーズに対応した観光客誘致を促進するため、鳥栖市観光協会を中心とした体制を強化し観光情報発信を行います。
観光基盤整備を行います	さらなる魅力発信と集客力向上を図るため、必要な観光資源の整備と運営管理を効果的かつ計画的に行います。また、福岡市、久留米市、小郡市、基山町等近隣都市との観光連携を図ります。
観光イベントの充実を図ります	市民・地域・企業等の関係団体と連携・協力し、市内各地域で開催される「まつり」などのイベントにより、にぎわいと活力の創出を図ります。市内に点在する観光スポットを結ぶ観光ルートを作成します。また、鳥栖市の新たな観光分野として、工場見学などの産業観光を推進します。
「まちなか」を核とした観光・集客の取組を進めます	市内に点在する観光スポットを見てまわる「まち歩き」や滞在を楽しむことができるプログラムを充実させることで、新しい観光の核としての魅力向上を図ります。
観光客の受入体制づくりを行います	鳥栖市を訪れる人が心地よく滞在を楽しみ、リピーターとして再び訪れてもらえるよう、心のこもった、温かい観光客の受入体制づくりを行います。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

<まちづくりの基本目標5>

取組5 働きやすい環境をつくります

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

求職者の雇用が確保され、市民がそれぞれの能力を発揮しながら生き生きと働いています。

【取組の方針】

総務省によると、平成22年3月の完全失業率は5%と、依然として高い水準にあります。

また、全国の求人倍率は0.49、佐賀県の求人倍率は0.45、ハローワーク鳥栖管内では0.48と厳しい状況が続いている。

産業構造が大きく変化する中、労働者の就業意識も組織や従来の方法に縛られない自由度の高い就業形態を志向するなど多様化してきています。

とりわけ、少子化が進む中、女性や高齢者、障害のある人の社会進出が進む中で、多様な雇用機会が求められており、就職・進学を機にした若者の人口流出が進んでいます。

このため、地域産業の活性化による就労機会を拡大させ、関係団体との連携のもと、雇用の安定を図るとともに、勤労者が安心して快適に働けるよう、勤労者福祉の充実を図ります。

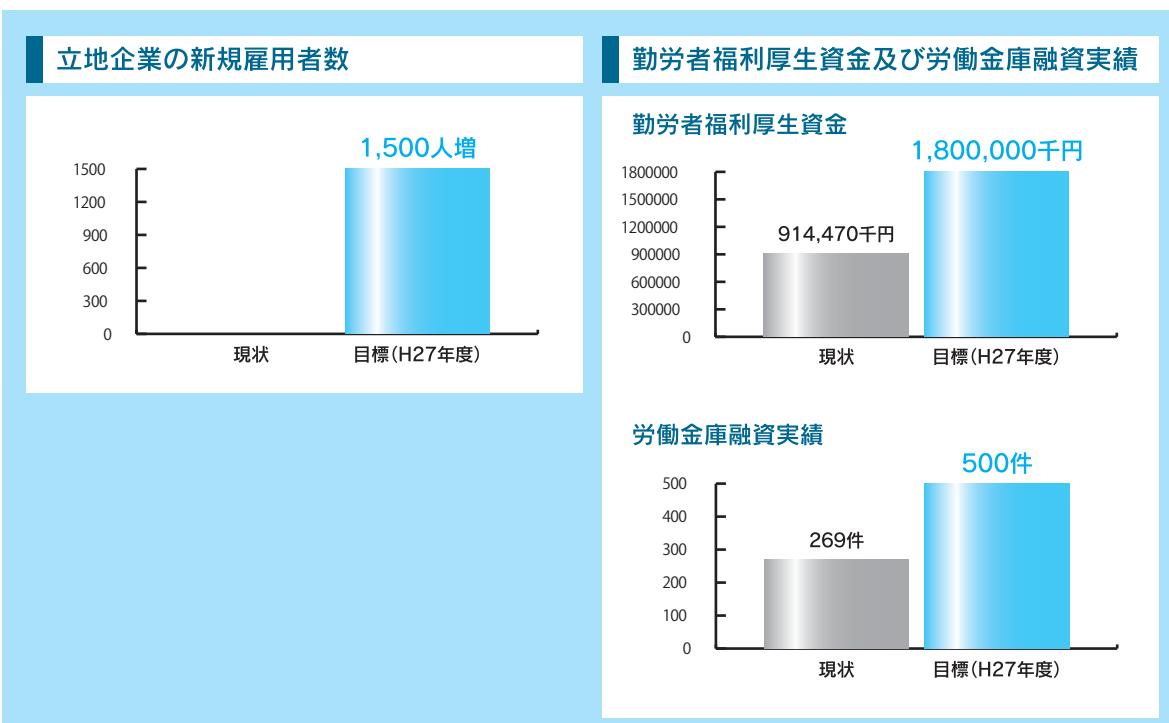
【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●仕事への关心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●工業団地の整備を進め、企業誘致を推進し、市民の雇用創出を図ります。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●求人情報を的確に提供し、就業の場を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国や県の機関と連携し、就業支援や職業訓練制度の情報を提供します。 ●安心して働ける労働環境整備のため、勤労者の福利厚生や融資制度の充実に努めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多様な就業機会の確保に努めます	新規学卒者をはじめとする若年層やUIJターン希望者の市内就職を促進するため、職業安定所等の関係機関との連携を図ります。
高齢者、女性等の雇用に努めます	職業安定所等の関係機関と連携し、短時間就労を希望する女性求職者や、定年退職後の高齢者に対して、就業相談を通じ就職を促進します。
企業立地の取組を進めます	企業立地奨励制度 ⁵⁷ に基づく財政的な支援を行い、多様な就業の場を確保します。
勤労者福祉の充実を図ります	勤労者の福利厚生や生活資金の融資制度の充実を図り、安心して働ける労働環境づくりに努めます。

【取組の達成目標】



⁵⁷企業立地奨励制度
誘致企業等への優遇措置として設けた奨励金制度

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

<まちづくりの基本目標5>

取組6 魅力ある新たな産業の集積を目指します

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

新産業分野や、新たな付加価値産業の集積により、研究機関で働く研究者や関連産業の集積など、活力あるまちになっています。

【取組の方針】

消費者ニーズの多様化や高度情報化の進展とともに、市場開放や規制緩和などによる国際的な競争時代を迎え、鳥栖市の経済活力を高めるためには、新たな成長分野産業を創造することが求められています。

鳥栖市では、平成21年3月に企業立地促進法に基づく鳥栖基山地域基本計画を策定し、自動車関連産業、半導体関連産業、医療・医薬品等健康関連産業、新エネルギー関連等先端産業、食品関連産業、物流通関連産業、ICT関連産業の7業種の集積を図ることとしています。また、最先端研究機関である産業技術総合研究所九州センター⁵⁸や佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター⁵⁹と連携し、上記産業の集積、事業の高度化を目指すとともに、地域産業の育成を図ります。さらには、新産業集積の受け皿として、新たな産業団地の開発や人材育成を行います。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
●日頃から、様々な産業に興味、関心を持ち、事業活動を理解し、協力します。	
事業者の役割	
●技術を高度化し、人材を育成します。	●新たな産業団地を整備し、新産業の集積を図ります。 ●付加価値の高い製品の開発や事業展開を促進するため、企業と試験研究機関、大学等との連携を支援します。

【関連する個別計画】

企業立地促進法に基づく鳥栖基山地域基本計画

⁵⁸産業技術総合研究所九州センター

九州地域における工業技術系の唯一の独立法人として、地域の研究開発を先導するとともに、炭素やセラミックなどをベースにした先進複合材料分野での中核的研究機関

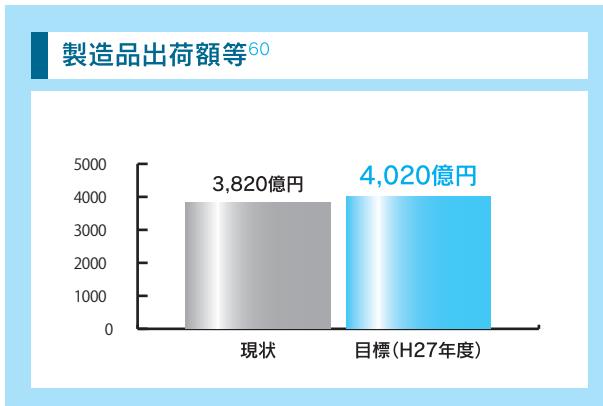
⁵⁹佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

シンクロトロン光の産業利用を目指した応用研究を中心とらえて、その成果を新しい産業の創造や地域産業の高度化に活かすことを目的に、佐賀県が設置した地方自治体では初めての研究施設

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
新産業の集積を図ります	新たな産業団地を開発し、新分野・新産業の集積を図ります。
付加価値の高い産業の創出を図ります	高度で専門的知識や技術を有する産業技術総合研究所九州センター、九州シンクロトロン光研究センター等との連携を強化し、技術の高度化や研究開発を加速化し、付加価値の高い産業の創出を支援します。

【取組の達成目標】



⁶⁰製造品出荷額等
1年間における製造品出荷額、加工販収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額